

検査・分析試験委受託約款（香粧品）

第1条（本約款の目的）

この検査・分析業務委受託約款（香粧品）（以下「本約款」という。）は、依頼者（以下「甲」という。）が株式会社日本食品エコロジー研究所（以下「乙」という。）に委託する、香粧品の検査・分析試験（以下「本試験」という。）に係る個別の取引（以下「個別取引」という。）についての基本的事項を定める。

第2条（適用範囲）

1. 本約款に定める事項は、第3条第1項により甲が乙に提出する乙所定の分析試験依頼書（以下「依頼書」という。）に基づく全ての個別取引に適用される。
2. 第1項の定めに加え、甲乙間で別途個別取引に係る契約を締結した場合には、当該契約の内容が本約款に優先して適用される。

第3条（試験の依頼）

1. 甲は、検体及び記入済みの依頼書（以下「検体等」という。）を乙へ送付することにより本試験を依頼する。なお、検体等の送付に要する費用は甲の負担とする。
2. 甲から検体等を受領した際、乙は検体等に不備・不足がないかを確認する。検体等に不備・不足が認められる場合には、乙は甲に対しその旨を通知し、甲は速やかに係る不備・不足が解消されるよう、必要な対応を行う。
3. 乙において検体等に不備・不足がないことを確認したとき、乙は甲に対し、本試験を受託した旨を電子メールにより通知する。
4. 甲は必要に応じて、技術情報として検体別に製品の全成分及び分量を記した書類を乙に開示するものとする。

第4条（試験の方法並びに試験検査機関の名称及び所在地）

1. 本試験は、乙が定める検査実施基準により実施する。
2. 乙は、本試験を次の事業所で行う。
名 称： 株式会社日本食品エコロジー研究所 守口事業所
所在地： 大阪府守口市大宮通一丁目 13 番 36 号

第5条（試験結果の報告）

1. 乙は、第4条の試験方法により誠実に本試験を行い、甲に対し、速やかにその結果を乙所定の様式により、乙の定める「分析項目一覧表」に記載する報告期限までに報告する。
2. 乙は本試験の実施により得られた試験結果を、本試験の終了から5年間保管する。

第6条（試験料の請求及び支払方法）

1. 乙は甲に対し、当該月において第5条第1項に定める報告が完了した本試験の試験料を毎月末日（以下「請求締日」という。）に集計し、これに消費税等を加算した金額を請求締日から5営業日以内に請求するものとする。
2. 甲は乙から前項の請求を受けたときは、請求書を受領した日の翌々月末日までに、乙の指定する口座に振込により支払うものとする。なお、振込に要する手数料は甲の負担とする。

第7条（免責事項）

本試験の実施において、検体の状態、または検査の技術的境界、その他乙の責めに帰すことのできない事由により、試験結果に過誤が生じたときは、乙は免責される。

第8条（個別取引の有効期間）

個別取引の有効期間は、乙が甲に対し第3条第3項の通知を発した時点をもってその始期とし、第6条第2項に基づき甲が乙に対する試験料の支払いを完了した時点をもってその終期とする。但し、その性質上有効期間満了後も有効に存続することが前提とされる本約款の条項は、個別取引の有効期間満了後も有効に存続する。

第9条（検体の取扱い）

1. 乙は、甲から交付を受けた検体を本試験の目的にのみ使用する。
2. 乙は、甲から交付を受けた検体にて本試験を終えた後、乙が定める期間において検体を保管し、保管期間を経過した検体は慎重かつ適正に処分する。
3. 甲が乙に対し検体の返却を要求した場合において、係る要求が前項に定める検体の保管期間内であるときは、乙は甲に対し、郵送にて検体を返却する。なお、返却に要する送料は甲の負担とし、甲または乙の責めに帰すべき事由以外の事由による検体の滅失、毀損その他の損害は、乙による検体の発送時点をもって甲の負担とする。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、個別取引に関連して知り得た秘密情報を秘匿する義務を負い、これを第三者に洩らしてはならない。

第11条（契約の解除）

1. 甲または乙が次の各号の一つに該当した場合は、その相手方は何らの催告なく、直ちに個別取引の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 第三者から差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、競売の申し立て等の公権力の処分を受けたとき

- (2) 民事再生、会社更生手続きの開始又は破産の申し立てを受け、もしくは自ら民事再生、会社更生手続きの開始又は破産の申し立てをしたとき
 - (3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (4) 個別取引を継続しがたい事情が発生したとき
2. 甲または乙は、相手方が個別取引に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めた催告にもかかわらず、なお相手方がその期間内に履行しないとき、個別取引の全部または一部を解除できるものとする。
 3. 契約期間中といえども天災地変等甲乙いずれの責に帰すことのできない事由により、個別取引の履行に支障が生じた場合は、甲乙協議のうえ、個別取引を解除できるものとする。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し個別取引の成立時に自ら（法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方より前項の該当性の判断のために調査を要すると判断された場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
3. 甲及び乙は、個別取引の有効期間中、自らまたは第三者を利用して相手方に対し次の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
4. 甲及び乙は、相手方が本条第 1 項または第 3 項に違反した場合は、催告することなく個別取引を解除することができる。
5. 甲及び乙は、本条の規定により個別取引を解除した場合には、相手方に対しこれによる損害を賠償する責を負わない。

第 13 条（損害賠償）

甲または乙は、個別取引に関し相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、当該個別取引に係る委託料を上限として、相手方にその被った通常かつ直接の損害について賠償を請求することができるものとする。

第 14 条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意

をもって協議し解決するものとする。

第 15 条（管轄裁判所）

個別取引に関して甲乙間に訴訟の必要が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 16 条（本約款の変更）

1. 乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとし、本約款が変更された後の個別取引の条件は、変更後の内容を適用する。
2. 乙が前項の変更を行う場合には、本約款の変更を行う 2 週間前までに変更内容及び変更日を甲へ通知するとともに、乙のホームページ上 (<https://jife.co.jp/>) に掲載する。但し、当該変更が個別取引の目的や変更の必要性等に照らして合理的な範囲に留まると乙が判断した場合には、甲に対する通知は行わない。

制 定

2020 年 10 月 1 日